

只見中学校拠点校方式による部活動実施要項

只見町教育委員会

拠点校方式による部活動とは、在籍校に参加希望する部活動がない場合に、当該生徒を拠点校となる学校が受け入れる方式である。参加希望する部活動が無い（実施できない場合を含む）場合の救済措置であり、勝利至上主義を目的とするものではない。

只見町教育委員会では、町内及び近隣市町村の生徒にとって望ましい部活動が展開されるように拠点校方式による部活動を実施する。

（目的）

第1条 この要項は、生徒が在籍する学校（以下、在籍校）に参加希望する部活動がない場合、活動場所を只見中学校（以下、拠点校）で確保、提供することにより、町内及び近隣町村において持続可能な部活動の実現を図り、スポーツや文化活動に触れる機会を確保することを目的とする。

（実施について）

第2条 在籍校に生徒の参加希望する部活動が無い場合に、当該生徒は拠点校の部活動に参加することができ、拠点校が受け入れるものである。

（事業主体及び実施主体）

第3条 事業主体及び実施主体は次の各号の通りとする。

- （1）事業主体：只見町教育委員会
- （2）実施主体（拠点校）：只見中学校

（実施申請及び承諾）

第4条 実施をする拠点校は、只見町教育委員会（以下、町教育委員会）に「（様式第1号）拠点校部活動実施申請書」（以下、「様式第1号」）を提出する。町教育委員会は必要に応じて近隣中学校に周知を行う。

- 2 拠点校の部活動に参加希望する生徒は、「（様式第2号）拠点校部活動参加申込書兼保護者同意書」（以下、「様式第2号」）を在籍校に提出する。
- 3 在籍校は、拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認し、拠点校に「様式第2号」の写し及び「（様式第3号）拠点校部活動参加申請書」（以下、「様式第3号」）、在籍校を所管する市区町村の教育委員会に「様式第2号」の写し及び「様式第3号」の写しを提出する。
- 4 拠点校は当該生徒の部活動実施を承諾する場合、町教育委員会に「（様式第4号）拠点校部活動実施承諾書」（以下、「様式第4号」）及び「様式第2号」の写し、在籍校に「様式第4号」を提出する。
- 5 町教育委員会は「様式第4号」の提出をもって、不都合が無ければ実施を認め、「（様式第5号）拠点校部活動実施決定書」（以下、「様式第5号」）を在籍校及び拠点校、在籍校

を所管する教育委員会に通知する。

(拠点校の部活動に参加できる生徒)

第5条 拠点校の部活動に参加できる生徒は、在籍校に希望する部活動がない又は、部活動はあるが専門的な指導を行える顧問がいない生徒とし、次の各号を満たすものとする。

- (1) 原則として、教師の引率を必要としない生徒
- (2) 拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は拠点校の生活指導に従うことへ同意した生徒
- (3) 在籍校及び拠点校の両校の承認が得られ、生徒、保護者の申し入れで同意書を交わした生徒

(参加生徒の活動について)

第6条 生徒は、拠点校における部活動の方針（活動日、大会及び試合への参加、遠征等）に従う。

- 2 拠点校への移動手段の確保、また移動経費は、生徒の保護者が負うものとし、保護者の責任により対応する。
- 3 活動を欠席する場合、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡する。
- 4 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- 5 生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を中止することができる。
- 6 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

(在籍校及び拠点校の連携)

第7条 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め生徒の状況について密に連絡をとる。

- 2 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- 3 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

(試合参加)

第8条 各大会等への参加にあたっては、主催者が定める大会要綱に従う。

- 2 福島県中学校体育大会については、福島県中学校体育連盟が定める「福島県中学校体育大会実施要項」に定める「複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程」に従う。
- 3 各大会にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

(事故への対応)

第9条 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。

2 活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの手続き等は、在籍校が行う。

(参加申込)

第10条 拠点校方式による部活動への参加を希望する場合は、在籍校の校長に「様式第2号」を提出し、在籍校の承認を受ける。

2 拠点校の体制が整い次第、在籍校から当該生徒及び保護者へ連絡し、活動を開始する。

(その他)

第11条 参加生徒の在籍校は、連絡責任者（管理職、担当等）を決めておく。

2 拠点校部活動は、原則1年毎の実施（継続可）とする。拠点校部活動は1年毎の開設とし、事情により翌年度に活動が継続できない場合がある。

3 部費等については、拠点校の生徒と同様の扱いとする。

附則

この要項は、令和8年4月1日から適用する。